

令和6年度 第3回(6月)名張市教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	令和6年6月6日(木) 午前10時00分 開始 午後 0時05分 終了
3. 出席者	西山嘉一教育長、藤本幸生委員、川原尚子委員、辻愛委員、井内孝徳委員
4. 欠席者	なし
5. 事務局	要美義教育次長、松本孝寿文化振興担当監兼文化生涯学習室長、金森國康教育総務室長、堺谷明香教育総務室学校給食・学務担当室長、福島良和学校教育室長、松田淑子教育センター長、谷川勝巳市民スポーツ室長、山口浩司図書館長、生田志保教育総務室参事、山村和久教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 事項	下記のとおり

(教育長) ただ今から令和6年度第3回定例教育委員会の方を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。初めに、もう6月でございますので、学校の方も、1学期の折り返しということで、運動会、体育祭も、9月に開催するところもありますけど、1学期に予定している学校は、ほぼ終わったのかなと思います。心配していました熱中症の方も報告はなく、無事に終わったと。今、学校の方は、職場体験であったり、宿泊学習であったり、修学旅行であったりというようなところで、行事の方も進めていっているところがございます、その中で体調管理も含めて、子どもたちの様子も見ていかなければならないと思っていますところでございます。教育委員の皆様方におかれましては、5月10日から30日まで、学校訪問でお世話をおかけしたわけでございます。ありがとうございました。ほとんどの学校は落ち着いた状況の中で学習等、子どもたちも前向きに進めていたわけでございますけれども、若干一部ではございますけれども、苦慮している学校もあったわけでございます。その中で、教育委員会の方も丁寧に支援等にも関わっていかねばならないと思っていますところでございます。また今日、もしお時間があれば、その他の項で一言だけでも、学校訪問に行っていたいただいた感想を聞かせていただく機会があればと思っています。時間の許す限りになりますけれども、よろしく願いいたします。座って失礼いたします。そうしましたら、議事に入ります前に、本日の会議の公開についてお諮りをいたします。本日の会議の事項中、報告第19号臨時代理した事件(令和6年度6月補正予算要求)の承認について及びその他の項2)児童生徒の問題行動について(4月分)につきましましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定により、非公開とすることを提案いたしますが、委員の皆様方におかれましては、ご異議ございませんか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。異議がないようでございますので、これらの案件については非公開として会議を進めたいと思います。

## 1 報告

### 第19号 臨時代理した事件（令和6年度6月補正予算要求）の承認について【非公開】

### 第20号 臨時代理した事件（名張市立学校結核対策委員会の委嘱及び任命）の承認について

（事務局 説明）

（教育長）これにつきまして、委員からご質問いただいたことについて、事務局。

（事務局）委員よりご質問をいただいております。毎年、精密検査の該当者はいるのでしょうかということです。蔓延している国から編入する時、短期間だけ日本に来られる方につきましても、検査をしています。普通に促しただけではなくて、陽性という結果が出てから精密検査に行っていたできるようにしています。件数としましては、4年度が1件で、5年度は4件、6年度は今すでに5件あります。費用は市の方でもっております。学校現場から要望や意見というのはないんですけれども、もう受けましたかという問い合わせはありまして、それは共有するようにしています。以上です。

（教育長）はい。ありがとうございました。ただ今、事務局の方から説明をさせていただきました。委員の皆様方の方からご質問、ご意見ありましたら、お出しいただければと思います。はい。委員。

（委員）以前というか、昔はツベルクリン反応、今、検査は3歳までにされるんですか。

（教育長）はい。事務局。

（事務局）すいません。多分そうだと思うんですけど。

（委員）今は内科検診の間診票で該当項目があって、そこに引っかかりそうな子とか、今言われたように外国から、日本は徹底してやっていただいておりますけれども、いろいろな国がありますので、そこから来ていただいた子どもについては、きめ細かくチェックいただいているというのはありがたいことだと思うんですけれども。ここに書かせていただいたように、精密検査の対象になった子はどのようにしていくのかという、そのルートはきちんと確立されていると思うんですけれども、その辺の状況を聞かせていただこうということで。聞かせていただいたら、そんなに該当者はないということだと思うんですけれども、それでよろしいですか。

（教育長）はい。事務局。

（事務局）訂正がありまして、一般検査をして陰性だった子ばかりで、先ほどの件数は精密検査の件数ではなく、一般検査の数となります。精密検査は0件になります。

（教育長）0件ですね。委員、よろしいですか。

（委員）はい、結構です。

（教育長）はい。ありがとうございました。他の委員でご質問等ございましたらお出しただけたらと思います。よろしいですか。

（委員）はい。

## 第21号 臨時代理した事件（名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命）の承認について

（事務局 説明）

（教育長）これにつきまして、委員からご質問いただいたことについて、事務局。

（事務局）委員より委員の構成についてご意見をいただきました。校長から推薦をいただいて、教育委員会の方で任命するという形をとっておりまして、主に校長、あと地域住民の方、保護者の代表、学識経験者等で構成をさせていただいております。学校の運営に資する活動をするということで、いわゆるボランティアコーディネーターとか、そういった方が入っているといったような構成になってございます。1年単位の任期でございまして、今回、新しく委員になられた方については48名で、四分の一の方が入れ替わっているといったような状況になっています。以上です。

（教育長）はい。ありがとうございます。ただ今、事務局の方から説明を受けたわけでございますけれども、これにつきましては委員の方からご意見等をいただいているところでございます。その中で、各教育委員の方からご質問やご意見等をお出しただけならと思います。よろしく願いいたします。はい。委員。

（委員）はい。もう中身に関して全くいいですけども、本来の選び方といいますと、4月1日からの任期が始まっておりますので、3月中に役員になる人の就任承諾をして、4月1日までは議決をして、4月1日に何かこの学校内で事故事件があったときには、すぐに対応できるような体制をとっておくべきであると私は考えております。その中で、私だけかなと思って実は議事録を見てみました。令和元年6月7日、名張市教育委員会会議録の通学安全推進会議委員の委嘱についてという中の言葉で、委員が、もちろん私ではないですが、6月のこの時期の委嘱任命の報告ですが、実質的には再任の方には引き続き業務を行っていただく、解職解任の方には新たに委員となられた方に引き継ぎされるということはきちんと行われているのでしょうか。4月からこの時期までに万が一、推進会議を開催しなければならない状況が発生した場合、会議体として対応がきちんと行われている体制がとられていることが必要だと思いますが、いかがでしょうかという質問を、委員がされております。その中で事務局としては、検討してまいりますということがありました。その中でさらに委員が、任期についてもご検討をお願いしたいと思います、と念押しされております。そこで採決をとる前に教育長、前教育長なんですけれども、委員の任期については、今後改めて見直すということでよろしいでしょうかという前提で承認を取っておられるので、やはりこの本来の姿、これが、いつがいいかというのはまた改めて議論等は必要だと思うんですけども、例えば5月1日からにするとか、本来のあるべき法律上の姿にのっとるべきであると私は考えておりますし、やはり同じような意見を持った委員が名張市教育委員会でもいらっしゃったということに、やはりその上で直っていないということなので、また改めて見直す機会を作るべきであると私は考えております。以上です。

（教育長）はい。ありがとうございます。委員のご意見としては、例えば、委嘱期間を見直すとか。

（委員）何がいいかというか。例えば4月のはじめに学校内で事件事故が起こったときに、速やかなこの協議会なりの開催ができる体制を作っていただきたい。例えばPTAとなると4月の総会で選ばれるのか。区長さん、例えば4月の中旬に選ばれるとしたら、4月の

はじめに開かなければならない事態が出てきたときに、一体誰が区の代表なりPTAの代表なりするのか、そこをはっきりしておかないと。今は何もないのでいいんですけども、何かあったときに、会議が誰の責任で誰が集まるかというのは、やはり何も無い状態のときにきちんと決めとくべきであると私は考えます。1度ご検討いただければと思います。

(教育長) はい。ありがとうございます。

(委員) いつの会議録ですか。

(委員) もう1度申し上げます。令和元年6月7日、ちょうど5年前にさせていただいています。名張市通学路交通安全推進会議委員の委嘱及び任命ということになっております。おそらくこれは来年ですか。令和5年4月1日から令和7年3月31日、来年の3月末で切れるということで、今回はあがってこないということになっています。

(教育長) 委員の方から、今言っている、いつから委嘱とするのかという話になってくると思うんですけども、教育委員の方で、ご意見どうですか。はい。委員。

(委員) 委員がおっしゃっていただいたように、やはり筋から言ったらその切れ目だと思うんですね。委嘱していくのだから、委嘱されていない間に業務というのはあり得ないことですが、他にはいろいろなことがあって、特に学校の子どもたちが生活している場で連続していることですので、その中で何が起こるかというのは、もう不測のことであって、ただPTA総会で、総会の時期を待って入れ替わるけれども、それまでに何年度の役員がどうかなったら途中で引き継ぐとか、緊急の対応はどこかがやはりしないといけないので、その辺の確認がきちんとされているということが1つ。もう1つは任期もそうだと。当時の教育長さんがおっしゃったのかわかりませんが、やはり運営協議会というのは、学校と地域と保護者が一体となって決めていく組織であって、その中にはやはり地域の課題もあるし、もちろん学校の課題があって、教育委員会が見ていただくんですけども、その中に一律に任期を切るとか、そういったことはなかなかなじみにくい組織だと思いますし、何かを今年から立ち上げていこうとなった時には、やはり中心になっていただく方が必要ですし、その辺まで入りにくいところがありますので、その辺の検討はやはり慎重にさせていただかないといけないと思います。それから別件ですけど。

(教育長) はい。どうぞ。

(委員) よろしいですか。今聞かせていただいて、新しい方も入っていただいたり、コーディネーターの方もかなり増えていたり。ボランティアのコーディネーターもそうですけれども、地域学校協働活動コーディネーターという名目で挙げていただいている方もおっていただきます。先ほど聞かせていただいたら、令和2年の11月に市内すべての学校がコミュニティ・スクールになったということで、マンネリ化というと失礼ですけども、一応落ち着いてきて、学校運営協議会ってこんなものだとこのころに停滞することを私は一番心配しているんです。だから、学校訪問をさせていただく中で、いろいろなことに取り組んでいただいていると思いますけれども、やはり、それを使って何をしなければならぬかと。一番は子どもの安全とか、子どもの力をつける、そういう子どもの体験をさせながら、やはり地域課題も含めて、地域の担い手を育てていくということで、その方向に向かっていることは間違いなくと思います。そのためには、組織としても、コーディネーターを入れていただくというのは、やはり繋いでいただくだけではなくて、いろいろな経験を生かしながらアドバイスをいただけるので、ぜひとも、教育委員会の指導なのか、市になるのかわかりませんが、集まっていたときにそういう研修をすることも

大事だと思います。今年ちょっと気になったというか、すごいなと思ったのは、学校運営協議会へ、つつじが丘小なんかは子ども会議ということで直に参加していますけれども、子どもと委員とが話し合うとか、それからPTAの方と話し合う、保護者の方と話し合うとか。子ども基本法、これもうできて1年になりますけれども、子どもの意見をやはり表明できる場を施策にも反映していきましょうという、これはもう日本中の方向性だと思うんですけども、それにも関わって非常に大事だと思いますけれども、それを今、たくさん試みていただいている学校があった。たまたま、私が行かせていただいた学校訪問ですごいと思ったんですけども、今そういうふうにしていって、何のためにこの組織を持ってもらっているのかというのがありますので、校長はその辺も説明されていると思うんですけども、それに見合って、組織も考えていただくと。人数の制限もありますけれども、だからといって地域の代表、ここの方を外すという訳にはいかないのかわかりませんが、その辺はご苦労いただきながら、代わっていただく。その辺に切り換えがあっても、それはいいのではないかと私は思います。一律にもう何年でどうこうという考え方、やはり慎重に考えていただけたらと思います。

(教育長) はい。ありがとうございます。今、最初に委員の方から話がございましたように、4月の業務の引き継ぎも含めてですけれども、その考え方につきましては、先ほど委員の方からも、それは慎重にすべきではないかというような、委員のご意見に対しても、その部分はあったと思います。そのことも含めて、また事務局の方で一旦、そういう意見も踏まえながら、どれがいいのかというようなことを整理させていただいて、当然このままの場合もあるかもしれませんが、そういうふうな意見をいただいた中での見直しをいったんかけさせていただいたというふうに判断いただけたらと。はい。どうぞ。

(委員) 委員に関連いたしまして、学校運営協議会は1つの例として申し上げているだけで、他の委員に関しても、任期に関しては1回考えていただきたいと思います。それに加えて、先ほど委員が学校運営協議会に子どもが参加しているということで、名張中学校のホームページ見てみました。学校運営協議会、5月21日、子どもたちが参加しているという記事が載っておりまして、これが非常によくて、中々、今年度の第1回学校運営協議会を開催しましたと。今回初の試みとして、生徒会本部役員6人が会議に参加し、令和5年の生徒会活動を紹介しました。その後の委員の皆様との懇談では、名張中学校の良いところは何か等の質問に対してしっかりと自分の思いを伝えてくれました。委員の皆さんからも称賛の言葉をいただきましたということで、非常にこれよい取組だと思ひまして、初めての試みの中で本当に、今後こういった活動を名張中学校の方もまた来年もしていただきたいですし、他の中学校にも広まって、地域と学校が一体となって盛り上げていただけるようなコミュニティ・スクール、学校運営協議会を作っていただければと思います。ぜひ、中学校の校長先生にも一言、非常にこれは素晴らしいということと、これはもう余談なんですけれども、生徒たち6人出ていただいているんですけども、学校運営協議会に出る中で、皆さん体操服で出ているので、部活の関係か何かあったかもしれないんですけども、やはり大人の中へ子どもたちが入っていくという中では、ここは制服を着ていかなければならないのかな。やはり大人の中に入るという格好が大事だっていうのも体操服よりは制服の方がよかったかなと。非常に良い取組だと思ひました。以上です。

(教育長) ありがとうございます。令和2年にコミュニティ・スクールが全校でスタートしたわけでございますけれども、事務局の方も、先ほど委員の方からも話がございました

ように、年々「耕す」ということを大事にしていかないことには、膠着化していくというところは、当然思っているところがございます。最初は校長さんがコミュニティ・スクールについて語る。今度は、職員と懇談をする。今度は、子どもを中心にしていくというような、だんだんと工夫をさせていただいているところでございます。やはり、マンネリ化しないためにも、「耕す」ということの大事さを当然、事務局の方もよく理解している中で、今年は事務局が中心になって、学校の方にも入っていきながら、また今度はコーディネーターとの繋がり、地域学校協働活動との繋がりというようなところも、次は出てくるのかと思っています。それが多分、委員が言われたようなことも入ってくるのかなと思っています。次は地域とどういうふうに結びつけていくのか、子どもたちと地域をどういうふうに結びつけていくのか、そうすると、今度は子どもたちが地域に帰ってくるわけですから、そういうふうな繋がりに関わっていくのかなと思っていますところでございます。ありがとうございました。子どもたちが大人と話をする時の制服については、TPOです。名張中学校についての話はまた説明してくれたら。

(事務局) 制服に関わって。

(教育長) はい。事務局。

(委員) 申し訳ないです。

(事務局) 体操服はなぜかといいますと、行事の関係で、その日は体操服登校をさせていただきました。普段は制服で登校をしていて、体育や部活動では着替えておりますので。申し訳ないです。

(委員) かしこまりました。余計なことを言いました。

(教育長) 他にどうですか。その前に事務局の方から話をさせていただきます。はい、どうぞ、事務局。

(事務局) 今年度からコミュニティ・スクールの担当をさせていただいております。よろしく申し上げます。委員の方からたくさんご意見いただきまして、ありがとうございます。コミュニティ・スクールの推進にあたっては、先ほどからも出ていますように、市内全校導入から5年目を迎えております。各校、各校区での現状とか、課題というところ、各方面から出ている委員の皆様がそれに対して、5月末でほとんどの学校が第1回を終えているんですけども、本当に知恵をしぼって、子どもたちのために熟議をしているという、そういう会にさせていただいております。委員のおっしゃる通り、そこに当然地域をよく知る方が、こんな人を知っていると、こんなことができると、学校のニーズと地域の人的、物的資源を繋いでいただくという方が、本当に増えてきていると思っています。今年度、その地域学校協働活動推進委員のような役割を担っていただける方を、やはり学校長が運営協議会の委員に意図的に、先ほど就任の承諾をいただくという話も出ましたが、その承諾をいただく時に、やはり学校長がこんな課題を解決したいであるとか、地域でこういう子どもたちを育てていきたいと、一緒のビジョンを持って進めていきたいという、そういうビジョンが明確であればあるほど、その委員の推薦に関わっても、その学校の課題を解決したいという思いで、コーディネートしていただける方をご推薦されると思います。そのあたりも教育委員会としても迫ってまいりたいと考えておるところです。また来年度は、教育委員会としても、地域学校協働活動推進委員を委嘱することができるように、その要件の確認であるとか、地域へのアプローチというものを始めておるところです。委員もおっしゃっていただいた、その温度差、学校間の温度差という

ころについても、やはり解消していくことに関わっては、動きをとっているところですが、現段階でほとんどの学校が第1回の運営協議会を終えた中で、これも所感なんですけれども、昨年度まで伴走型支援、学校によってはプッシュ型支援をしていくところも大事なかなと思い、行って来たんですけれども、そこが功を奏して、先ほど委員にも言っていたように、市内の好事例が増えてきています。その好事例を見て、うちもやってみたいなとか、ここまでするんじゃないかということで進めていただいている学校が増えてきたと思っております。先ほど出ていた子どものまちづくりへの思いを聞くとか、委員と子どもたち、委員と教職員という、懇談の場を増やしていこうというのは、今年は本当に動きとして多くなっています。学校長との懇談の場であるとか、推進に向けた研修を打っていく中で、市内で情報共有しながら、今年度も名張市全体のCSの活性化に向けて動いていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(教育長) はい。ありがとうございます。委員、どうぞ。

(委員) ありがとうございます。資料27ページ第8条についてご質問です。第8条では、委員の任期は1年として再任を妨げないと。新たに委嘱されたときは、前任者の残任期間と。この2つが任期のことについて、規定があると理解しております。この他にはいつからいつという期間の定めがないように協議会規則の中で読めるのですが、その理解でよろしいでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。委員のおっしゃる通り、基本的に年度単位の委嘱になっておりまして、再度の委嘱するというのを妨げる規定というのはございません。

(委員) はい。

(教育長) はい。どうぞ。委員。

(委員) ありがとうございます。基本的に年度単位ということがどこに規定がありますか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 年度単位というのは今の運用上の単位の規定になっておりまして、最後の附則のところ、令和2年4月1日から施行という形になっておりますので、この施行日が、委嘱の最初の期日になりますので、4月から3月という、年度単位の委嘱というような考え方を現在とっております。

(教育長) 委員、どうぞ。

(委員) はい。そうしますと、運用上そうされているだけということであれば、別に年度単位である必要はないと読めるんです。もし、そうなのであれば、別に第8条の任期は1年である中で、その委嘱の時期、今回委嘱の時期が4月1日からということで問題になっているわけですから、これを6月1日からにすればよろしいんじゃないですか。6月1日から5月31日ということは、別に運用上、問題ないように考えますけど、その点いかがですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 委員がおっしゃってくれるように、この委員の任期だけでいくと、例えばこの施行日を変えるとか、経過措置を設けるといことで、委員の任期を変えることは可能です。ただこの規則ではなくて、実際の学校運営協議会の実態の話をしきらせていただきますと、先ほど委員の方から話が出ておりましたけれども、例えば、PTAの総会等というのは4月1日には実は行われておりません。地域の役員総会というのでも4月1日に行われ

ておりません。ただ、実態としてPTAの新しい年度の役員であったり、地域の役員さんというのは実際には活動されていたりするという実態がございます。言い方が正しいかどうかはわかりませんが、内定というか、実際にはその総会で決定されないと、PTAの役員であったり、その地域の役員として名乗ったりすることはできないけれども、引き継ぎ等の関係で、実態としてはすでに活動されているというようなことがございますので、その学校運営協議会だけではないかもしれないですけども、その実態に合わせた規則とかの運用というの、事務局としては大事だと思っております。6月から5月ということは、記述的には当然可能なんですけれども、ただそうなってくると、学校現場であったり、地域の現場であったり、PTAの現場と大きく齟齬が出てきてしまうというところで、悩ましいと思いつながりながら運用の方をさせていただいているという実情がございます。以上です。

(教育長) はい、委員、どうぞ。

(委員) お言葉ですけど、実態ということ言うならば、4月1日以降、今度は第11条になります。校長が会長を指名しますよね。会長を指名した後、副会長を会長が指名するということでは、校長先生が4月に学校に赴任されない限りは、その地域の人も今度の校長は誰という話で、動けないわけですね。だから、その実態として動いているということであれば、実態に合わせてこれは期間を6月1日から5月31日の任期にし、そして2ヶ月においては、これは前年の委員がそのまま任期があると。ただ、その会長、副会長について何か問題があるようであれば、学校長が4月1日からは変わるとか、何かそういう手立てというのは、十分できると思うんですよね。それでもう1つ不思議なのは、この協議会も会長、副会長ということについて何ら聞いておりません。名簿にも何も出ていません。どうなっていますか。

(教育長) 先員、今、委嘱の話で、多分ご指摘をいただいているんですけども、先ほどの委員のご指摘も含めて、また委員からのご意見も含めて、今の委嘱のあり方については、もう一度事務局の方で整理をさせていただいて、進めさせていただいたらいいませんか。

(委員) はい。もう1点あります。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 28ページ、第14条 学校運営協議会開催報告書、教育委員会に会議の内容、毎回報告されているかと思うんですけども、教育委員は閲覧可能な状態になっていますか。ここについても、ぜひご検討いただきたいと思えます。開催報告書、私は見せていただいた覚えはないです。以上です。

(教育長) はい、ありがとうございます。事務局、よろしいですか。はい、どうぞ。

(事務局) はい。会長、副会長については当然事務局の方でも把握をさせていただいておりますので、名簿等につけさせていただくというのは可能です。今回そういう形をとらせてもらっておりませんでした。申し訳ございません。報告書については、毎回、学校の方から提出していただいておりますので、事務局の方では共有をさせていただいております。当然ながら委員の方にもご覧いただけるものでございますので、どこかのタイミングというか、年に3回開催をさせていただいておりますので、電子での取り扱いが基本になっておりますので、打ち出しをしてという形になるかわからないですけども、各学校単位でまとめさせていただいて、今年度であったり、昨年度のものを見ていただくというのは可能でございます。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。委員、よろしいですか。

(委員) はい。ぜひ閲覧可能な状態にさせていただければと思います。電子でも構いませんし、紙でも構いません。以上です。

(教育長) はい、ありがとうございます。はい。委員。

(委員) 教育長、まとめていただいて、検討いただくということで結構だと思うんですけども。校長は4月1日に赴任して、もっと言ったら年度末に、一番大事なことは、学校教育、学校経営運営協議会ですので、学校経営計画を承認いただくというのが一番の目玉なんですね。もろもろに付随していろいろなこと、実態もあって行事もあるし、子どもとの交流もありますが、それを4月1日、遅いのではないかと、この創設する時期にはそんな議論もあったんですね。3月に校長が作っておかないとできないのではないかと。そのときに4月5月に役員変わりますので、ということについて、その間の学校経営はどうなるのか。特に年度初めのその重要性っていうのも、現場はひしひしとわかっていますので、その時に新たな人がつくことはできないけれども、それは言わせていただいたように、引き継ぎとか、その組織の代表ということで、責任を持って、相談をかけていくと。来年度はこういう方向で行きたいとか、それを最初に承認いただくのが1回目の時なので、入れ替わりが後になるのだったら、そこのところはもっと遅くなるのかわかりませんが、ある程度その連続性ということを、学校にとってはすごく重要な部分ですので、その辺も考えていただいて、検討いただいたらと思います。

(教育長) はい、ありがとうございました。

(委員) だから、形だけではなくということ。

(教育長) はい。ありがとうございます。委員、よろしいですか。はい。

(委員) 委員とも方向性は同じかと考えておりますが、検討いただくということなので、令和元年も検討いただいて5年間何も返事がないということなので、この検討した結果というのはいつごろいただけそうですか。何月までとか、やはりある程度区切って。

(教育長) その議論として、各委員の皆様方から意見をいただいた、当然、委員のご意見もいただいたわけでございますし、委員のご意見もいただいたわけですが、その中で今言っているような、例えば、ではいつから委嘱をするかということになりますよね。

(委員) はい。

(教育長) ただ、やはりそれを含めて、実態を踏まえて、4月1日の方がいいだろうという判断、あるいは6月の方がいいだろうという判断になるかもわかりません。ですが、いつがいいかという話は、当然お話をさせていただかないと、となってくると思います。

(委員) そうですね。その方向性はいつごろ示していただけるかという質問なんですけど。

(教育長) いかがですか。はい。事務局。

(事務局) 委員の設置の根拠によっては違うかと思うんです。今回、学校運営協議会の話を見せてもらっているので、実はここについては昨年、任期、おっしゃっていただいたように、任期をずらすのがいいのかどうかということで、校長先生の意見も聞かせていただきました。実際におっしゃってくれているように、継続性等を考えたときに、4月しか考えられないと。ただ、やはり地域の方との関係性が当然あるので、教育委員会の方で、もう1つは4月から任期でないといけないと。3月中に任期、委員の確定ができないかどうかというのも、当然確認をさせていただいておりますが、そこについても当然ながら、地域の方であったり、PTAであったりしても、やはりその内部的な事情というのがございま

すので、そこを学校や教育委員会だけの都合で押し付けるのはいかがかと。そういうご意見もいただいているので、事務局として今この学校運営協議会に関しては、任期を変えるとかいうのは、すごく現場を混乱させるだけで、やることのデメリットの方がはるかに大きいと思っています。ただこれ以外の委員会がすべてそうかという、必ずしもそうではなくて、他の委員会で役所なので、年度の初めというのは4月1日と決まっているので、主にはそれが多いんですけれども、それが先ほど言っていただいたような、絶対に変えられないものかどうかという、実際には4月1日の任期になっていない委員会というのも複数ございますので、そこは検討の余地は、教育長が申し上げたようにあるかとは思いますが。ただ、ここについては、実際に変えることによってどのような影響が出るのかということも判断をしながら決めていかないと、いたずらに現場を混乱させるだけになってしまうので、そこについては明確にどの時点でということは申し上げにくいんですけれども、そういった視点から見るといったことは可能です。申し上げたように、その運営協議会については、今年度ではないですけれども、昨年に関別の意見とかも聞かせていただくと、このやり方っていうのが、委員の中でおかしいと思われる部分はあるかもしれませんが、事務的なやり方を変えるということは、考えさせてもらいたいんですけれども、根本的なフレームワークについては、変えることは難しいのかなと思っています。

(教育長) はい。ありがとうございます。委員、よろしいですか。

(委員) そうですね。もうできるところからしていただく。この学校運営協議会に関わらず、他の委員もあると思いますので、できる委員の任期からきちんと合わせていただくということで、お願いできればと思います。

(教育長) はい。ありがとうございます。この学校運営協議会の現状というか、影響というのは今言ってもらった通りだと思いますので、その部分はお含みいただけたらと思います。よろしいでしょうか。はい。

(委員) よろしくお願ひします。

(教育長) はい。そうしましたらこの件につきましては、承認という形で処理をさせていただきます。よろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。そうしましたら、この件について承認という形で処理をさせていただきます。

## 第22号 臨時代理した事件（名張市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命）の承認について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。これにつきまして、委員の方からご質問いただいたことについて、事務局。

(事務局) 各委員からご質問をいただいております。委員から、いじめ問題対策連絡協議会での現在のいじめの現状や背景をどのように分析されているのでしょうかというようなことで、名張市内小中学校においてのいじめ認知件数につきましては、ここ5年間、毎年増加する傾向です。これは積極的認知、これまでもお話させていただいておりますし、

毎月の問題行動の報告でも、いじめの事案、昨年度の状況についても、一昨年度と比較しながら、数を進めさせていただいているところです。積極的認知とはいうものの、いじめの発見というところに視点を当てて見てみますと、名張市においては、発見やきっかけ、昨年度小学校では、当該児童、本人または保護者からの訴えというのが一番多かったです。31.9%。中学校を見ますと、やはり本人からの訴えというのが最も多かったです。22.6%ということで、当然保護者からまた周りの生徒から等もございませけれども、割合として保護者または本人からの訴えというのが多いです。それから今年度は、小中学校ともにアンケート調査を、学期に1回以上取り組むと、いじめに特化して取り組むということで、記名無記名もございませけれども、そこからわかってきた内容を学級の問題にしながら取り上げていくというようなことで対応いただいているというようなところです。それから、学校外の職員からの情報よりは、やはり学校の教職員等が把握した、発見したという割合の方が高くなってございませ。またいじめの容態、どんないじめが傾向として多かったかというところを見てみますと、冷やかし、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、こういったことの認知件数に占める割合は40%近くあります。過去5年間を見ても、この冷やかし、からかい等、嫌なことを言うとか、そういったところが多いです。続いて、いじめられた際に誰に相談するかという、相談相手についても見てみました。担任の先生の割合が多いです。64%という回答です。次いで保護者や家族、その次は同学年や学校の先生というようなことですが、何より周りの保護者、周りの児童生徒が何でも相談ができる、話ができる、そういう人間関係づくりというのは、コロナが明けて、やはり大切だということがわかりました。そういったことで、これはいじめを生まない、安心した学校生活を送れる、そういった関係づくりが、今非常に大事になってこようかと思っております。また、中学生は年齢が上がるとともに、やはりSNS関連のいじめ、これはもう見えた部分、情報が入った部分でしか対応ができないわけですが、この啓発という部分、保護者も含めて、校種や年代によって、いじめの要因が様々ですが、やはり事があってからではなく、日常からの対応というのは非常に大事だと思っております。また、この学校現場の課題等があればということで、今申し上げましたSNSに絡んだ、いじめ、なりすましでいじめるケースやLINEグループ外し、インスタグラム等への書き込みが、やはり課題でもあります。SNSの種類も多岐にわたって複雑化している状況にあり、スマホの所持も、もう低年齢化している現状があります。情報を自分で判断せず、すぐに共有してしまう、アップしてしまう。軽い気持ちで、そういった対応をしてしまうということから、嫌な思い、しんどい思いにさせてしまう、そういった事案も増加傾向にあるのが現状でございませ。このSNS関連のいじめや、いじめにならなくてもそれぞれが責任ある行動や、また家庭でのそういった約束事であったり、親の考え方、そういったところも啓発をしていかないといけないということで、ネットリテラシーという、そここのところについても積極的に、学校だけではなくて、警察であったり、携帯会社のそういったネット講座も学校に呼んで開催をするという学校も増えてきています。その発達段階に応じた、指導というところを丁寧にやっていますし、今、コロナも明けて、保護者が多数集まる機会が増えてきました。そういうところを通じて、保護者への啓発の機会というのも、丁寧に取るように、教育委員会としても、話もしているところです。また、最初に申しましたように子どもたちが安心して過ごせる、互いの関係づくり、自他を大事にできる、人との関わり方を学ぶというような、そういったソーシャルスキルに関わ

るトレーニング、こういったことを、もう中学校では遅いですので、小中一貫の中で、低学年から取り組むというようなことを考えていただいている中学校区もございまして、小中連携して取り組んでまいります。加えて、昨年度はこの協議会で、2回目に専門委員会の弁護士さんから、三重県の現状や名張の事例を伝えさせていただく中で、弁護士さんという専門的な見地から、この研修をいただくと。様々な関係の代表さんらも、今のいじめや対応で必要なことというような共通認識をしていきたいというようなことで、そういった機会も持たせていただいたところです。いじめに関わっては以上です。

(教育長) はい。ありがとうございました。委員の委嘱に関わると同時に、先ほどからの委員の方から質問がございましたように、いじめに関わる背景とか現状、そしてまた課題、現状の取組というふうなところで説明を担当室の方からさせていただいたわけですが、委員につきましては役職が変わったがゆえの部分がほとんどだったということですので、これにつきましては委員の方からご質問やご意見、また感想等いただけたらと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) 委員、よろしいですか。はい。ありがとうございます。うなずいていただいていますので、ありがとうございます。そうしましたらこの第22号につきましては、承認という形で処理をさせていただいてよろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございました。そうしましたら第22号につきましては承認という形をさせていただきます。

## 第23号 臨時代理した事件（名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命）の承認について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございました。これにつきまして、委員の方からご質問いただいたことについて、事務局。

(事務局) 委員からは委員の決め方についてご質問いただきました。委員につきましては20名で、34ページの規則第3条に委員の構成が書かれております。専門の医師、そして児童相談所の職員、特別支援学校の職員、これは伊賀つばさ学園になります。名張市小中学校校長会の代表、そして特別支援教育の担当者ですけれども、この担当者につきましては、すべての学校の担当者が入れませんので、33ページに戻っていただいて、7番から15番までの5号委員9名、この方々が各中学校区で大体2名ずつ、チーフコーディネーターです。各学校にはコーディネーターがいて、その数校をまとめて見るチーフコーディネーターという役割があります。今、2、3校を持って回ってございます。そして、16番、17番、この後がこの特別支援に関わる先生ですが、通級指導に関わる、代表者ですので、そのチーフコーディネーターの学校と重ならないように、違う学校から出ていただくように、ここでは2名ですので小学校と中学校で、分かれて出ていただくということです。18番からは市の職員が関係の部署の職員ということで任期1年ということで委嘱をさせていただいたということです。委員からの就学の判定結果と、最終進学先の不一致

についてお尋ねをいただきました。小学校での就学はもうこの判定通りということで不一致はございません。中学校に入る中1の対象生徒に関わりまして、2名が不一致となりました。1人目は、支援学級または通級判定というところが、保護者の意向もあり、通常の学級に入ったという事案です。2人目は、支援学級という判定のお子さんが、通常学級にということです。2名が不一致ということになりました。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局の方から説明をさせていただいたわけでございまして、委員、委員の方からもご質問いただいたわけでございます。これに関わりまして各委員の方からご意見、ご質問ございましたらお出しただけだと。はい。委員、どうぞ。

(委員) はい。ご説明ありがとうございました。定員が20名ということなので各学校は無理なんだろうというのは承知していたんですけど、どのような感じに入っているのか、決められているのかというのがわからなかったので、今の説明を聞かせてもらってよくわかりました。ありがとうございました。今、支援の必要な子どもたちが増えていますので、いろいろ大変な状況かと思えますけれども、またよろしくお願ひしたいと思います。

(教育長) はい。委員、いかがですか。

(委員) 今、委員がおっしゃったことと同意です。はい。よろしくお願ひいたします。

(教育長) はい。ありがとうございます。委員、どうぞ。

(委員) この件数は何件あるんです。わかりますか。

(事務局) 年間、令和5年度で150件です。

(委員) 150件。

(事務局) はい。審議件数でございます。

(教育長) はい。どうぞ。

(委員) 去年も135件と聞かせてもらいました。

(事務局) 増えています。年々増えています。

(委員) 発達支援センターもありますし、発達の専門医も小さい時からずっと審議していただいたり、関わっていただいたりしているから、保護者の方も大分理解していただいていることが大きいのかなと思います。大変だと思いますが、よろしくお願ひします。

(教育長) はい。ありがとうございました。そうしましたらこの件につきましては、承認という形でよろしいでしょうか。

(委員) はい。結構です。

(教育長) はい。そうしましたら、この件につきましては承認という形で処理をさせていただきます。

## 2 議案

### 第10号 名張市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱の制定について

(事務局 説明)

(教育長) これにつきまして、委員からご質問いただいたことについて、事務局。

(事務局) 委員から様々なご意見、ご質問をいただきました。まず、委員から、時間外労

働及び休日労働時間数の申請は報告書での事後報告のみかということです。これに関わっては現在、市内の教職員は自分のパソコン内にあるタイムカード的なシステムを活用して、毎日出勤時と退勤時に入力というかクリックをして、その日の時間外労働を入力する形になっております。これを毎月、学校で取りまとめて、校長が教育委員会に報告するシステムになっております。兼職兼業の申請をした当該職員については、このシステムによる報告をもとに、地域クラブ活動従事時間報告書も提出をさせることから、トータルの時間外の労働時間がわかってくるというようになります。続いて、報告書の時間数の正確性や客観性をどう担保するかと、空申請や誤りを防ぐ方法はあるのかというお尋ねでございます。報告書は時間外労働及び休日労働の管理とともに、当該職員の心身の健康に支障をきたすことのないよう、労働基準法の規定に基づいて把握するために提出することとしています。また校長が面談等で顔を見て職員の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて校長から教育委員会に気になること等についても連絡をしていただくように、そういった密な連携をとっていきたいと考えています。当該職員が報告した内容に、学校または当該学校の他の職員の信用を失墜する恐れがある場合、兼職兼業を取り消すというふうなことにも上げておりますので、ちょっとこれは厳しいなというところは、取り消しを求めていくということです。それから3つ目として、第5条1項で「必要な措置」は何を想定しているかというお尋ねでございます。この必要な措置といいますのは、当該職員の健康管理、本人への支障の有無、これの確認、勤務実態の把握等を想定してございます。続いて100時間や80間の規定は何をもとにということで、これは労働基準法第36条6項をもとにしてございます。続きまして、三重県教育委員会から今回の内容とほぼ同じ内容の指針等が提案、公表されているかというお尋ねでございます。今回の名張市の要綱については、三重県教育委員会が提示しました職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合における、兼職兼業の許可基準等のモデルというのを作成しておりまして、これをもとに、市の法務部署とも相談もさせていただきながら作成したものでございます。県が公表しているかということについては、ホームページに挙げてはいないと思います。モデル案ですので。続きまして、報酬の見込額は何に基づき、どれぐらいの幅を想定しているかといったお尋ねでございます。具体の金額を申し上げることはできませんが、公務員としての職務の公正の確保を害したり、職員の品位をおとしめたりする恐れがないか、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与えないものであるか等について、留意する必要があると考えております。なお、文科省の公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業という、そういったものにも、団体等から社会通念上、適当とは言えない高額な給与等をもたらすことなど、公務員として職務の公正さに疑念を抱かれるようなことはあってはならないというようなこともあり、こういったことから、高額なものを報酬として受け取るということについては、なかなか厳しいものがあるということでこの根拠の1つとさせていただいているところです。要項等は変わらないですけれども、部活動の方針等に関わって、また名張市の地域連携地域移行に関わって、委員からお尋ねがあります。まず「改革推進期間」に名張市として何を、どこまで進めようとしているのかというご質問でございますが、文科省では令和5年から7年までを改革推進期間と位置付けておりまして、全国の進捗状況等の検証も踏まえて、令和8年度にガイドラインを見直し、さらなる施策等の検討を行うといった方向でございます。名張市は6年度と7年度について、検討委員会の中で方針を作成した、先月申しましたけれども、休日における部活動の段階的な移行を目指して進め

ていくと。名張市としては地域連携から進めていくというようなことで、いわゆる地域連携というのは、外部指導者とか外部ボランティアのご協力によって、活動を支援いただくというところを増やしていくということです。この部活動指導員につきましては年々少しずつ人数が増えております。令和5年度では、4年度よりも2名増。一昨年、その前の年よりは7名増というようなことで、少しずつ増えてきております。ですので、この部活動指導員等につきましても、国や県からの補助金がございます、それを活用させていただくと3分の1ずつの補助金で継続して入っていただく方に、報酬をお支払いするというようなことです。今後は、各団体、種目団体とか、文化の団体等に、部活動指導員の登録をいただくような働きかけや、運営協議会で、中学校、それぞれの学校自身の部活動の状況とか、地域への協力とか、そういったところも丁寧に働きかけ、話を進めていくように学校とも話をしています。あわせて、教育委員会事務局と各スポーツ、文化団体との情報交換を密に行わせていただいています。総会であったり、各種目団体の総会であったり、そういったところに、名張市の今考えている方向性をお話に行かせていただき協力、依頼をしておりますし、他市町の先行事例も参考に、今後名張市としてどう進めていけるのかということ、各中学校の校長にも集まっていたいただいて、現場の声もいただきながら、丁寧に進めていきたいと考えております。続いて、方針を先月に出しましたけれども、策定委員会のメンバーが残っているかということですが、メンバーは、名張市部活動のあり方検討委員会の委員の中から選出をいただいております、この検討委員会は、定期的というか、随時開催をさせていただきますので、各団体、学校関係者、スポーツ協会、文化協会、PTA、保護者等から、複数の委員に参加いただいておりますもので、この会に入っておられる方、役職が変われば少し変わりますけれども、引き続き、委員になっていただいておりますので、このメンバー構成は現段階では大きく変えていくことは考えておりません。それから、方向性の説明はどの程度進めていっておられるのでしょうかということですが、名張市の部活動の地域連携地域移行に関しましては、順次、各学校へ、この兼職兼業の要綱もできましたら、各学校への案内、発信、周知、それから関係団体等についても説明をしていくことを考えております。また、学校へのおろし方も、校長に集まっていたいただいて、どのような形で説明し、周知をしていくのがいいのかということも、現場の声もいただきながら浸透させていきたいと考えています。さらに、スポーツ協会の役員会で、もうすでにこの方向性は説明もさせていただいて、6月10日にスポーツ協会の各種目団体の代表者に説明させていただき運びになっております。今後、総合型スポーツクラブの各団体の会議や会合にも参加させていただくということも、今視野に入れて動いているところです。また広く各競技の指導者や、学校支援していただく地域や市民向けの説明会、周知をどうしていくかということについても、今後、検討していきたいと考えております。部活動に関わっては以上でございます。

(教育長) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局の方から、兼職兼業等に関わって、あるいは地域移行に関わっての、話もさせていただいたわけでございますけれども、最初に委員、いかがですか。

(委員) 適切にお答えいただきましてありがとうございました。よく理解できました。36協定で時間が決まっているということ。はい。それから三重県の、公表されてませんけれども、モデルがあるということで、よく理解できました。ありがとうございます。

(教育長) はい。ありがとうございました。あと委員、委員の方からも意見をいただい

いますけれども、いかがでしょうか。

(委員) ボランティアということは、この提出は必要ないだろうとは思ったんですけれども、現段階でも多分、ほとんどの先生、そうやって関わってくれている現在の先生、ボランティアで、きっとしていただいているんだと思うんですね。そこは学校側で把握というのはされているのかなというところ、同じように時間とかも、少し気になったのでお聞かせいただければと思います。

(教育長) はい。事務局

(事務局) はい。ボランティアで、どこの部にどんな方がどのぐらい入っていただいているかというのを各学校で把握をしてございます。ある中学校では、地域の回覧版に載せて、紙を配布して、そういった方に協力願えるような手続きをとったり、地域づくりと連携を取っていたり。入っていただく方は、もうそんな報酬とかお金は結構ですと。子どもたちのためになったらいいですと。行けるときに行きますというようなことで、スポーツ保険にだけ入っていただいて、お世話をかけていると。学校ではきちんと把握はしております。

(委員) はい。ありがとうございます。前に、部活動における地域の方のボランティアということ聞かせていただいたと思うんですけれども、現在、先生方でそういうスポーツ少年団とかのボランティアをされている方がいらっしゃると思うんですね。そういうところは学校側では把握されているのかなというところです。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。スポーツ少年団等については、正式にはどこまで把握できているかというのはなかなか難しいです。ただ活動しているということは、校長はある程度は把握をしていると思いますが、どれだけ具体的にということもなかなか難しいです。どういった活動を普段しているかというところまでは把握できていないと思います。ですので、こういった兼職兼業の届けや申請を出すことで職員の管理というか、把握もしながら、普段の健康状態の把握もし、先生との情報、名張市だけの活動ではなくて、他市へ行っていたり、三重県の活動をしていただいたりしている方もいますので、そういったところも、この登録というか申請によって見えてくる部分があるのではないかと思います。

(教育長) よろしいですか。

(委員) ボランティアという部分でも出していただくということでもよろしいのでしょうか。

(事務局) ボランティア。

(教育長) 先ほどボランティアはいらないうって言っていましたよね。

(事務局) ボランティアの報告はいりません。はい。有償のボランティアはありますが。

(教育長) 要は報酬が発生するかどうかというところまで出てくると。

(委員) はい。申請はいらないうことですよ。

(事務局) そうです。

(委員) はい。ちょっと聞かせてもらいました。すいません。

(教育長) はい。ありがとうございます。委員、よろしいですか。

(委員) 説明ありがとうございます。様式に関わってまた検討ということで、40ページのこの本人の申請、校長に。教育委員会ですよ、校長経由で。

(事務局) はい。

(委員) 5番の期間というのは、何年何月何日からと言いますが、この辺のある程度の単位というか、ずっと先までもう兼職兼業なので、認めてもらうのは今の校長が副申して出

していくんですけども、もう来年もとか5年間行くんだとか、いやいや校長が変わるからとか、監督してくれる校長先生も変わってしまうし、その辺の学校運営の方針もあるので、その辺をどう考えるかという、万が一これに違反したときには取り消しますよという、取り消しの様式はもう作っておかなくてもいいのかなど。それをまた検討いただいたら結構ですが。それから一番先に質問させてもらった名張市として何をどこまでというのが、この国のガイドラインを見せてもらっていたら、今は休日ですけども、この強化期間が終わったら、平日に入ってくる。どう考えているのか。Q&Aを読ませてもらっていたら、もう平日も同じように書いてありますね。地域や実情によっては同時に進めてもいいし、平日から入れるのだったら、平日から入って構わないですと。簡単に言いますけど、平日に部活動って、それは部活動と呼べるのかなど。見ていたら学校部活動と地域部活動という、ここは地域クラブ活動ですけど、地域部活動というのは、呼称で扱っているところもありますし、国は最終的にはこの強化期間が終わったら、また見直しますと。県もそれに準じて見直しますと書いてあるから、変わってきたらいいのですが、例えば兼職兼業で、もう進まないですね、平日になってきたら。職務専念義務、勤務時間を外していくのだから、免除の申請も出てくるし、果たして、部活動の本来のねらいという部分がどうなるのかなどいうところを、また教育長もその県下の市町の教育長会で聞いてきていただいて、私、それを聞いたかったです。例えば、中学校の今の指導要領を見たら、総則に部活動が増えていますよね、学校の教育活動だと。ただ教育課程外、教科ではないから教育課程外の学校教育活動であると。その活動と教育課程の中の教科指導との関連を大事にしろというのも総則に謳って、その例に部活動をわざわざ挙げてあるんですよ。部活動で、教科で勉強したこと、部活動でもっと発展させていくとか、部活動でやったこと、教科の授業にも興味、関心からいろいろなことに、これは将来の職業になったりとか、自分の生きがいになったりとか、そんなことをねらってだと思いのですが、そういうねらいを学校教育活動の中で充実させていきなさいと学習指導要領に書いてあるのに、果たしてそういう目的も、地域部活動というか、地域に任せていって、それは最低限、ねらいとか安全管理ということは、それは研修とかお願いはできますけれども、まず会費を取って活動をしていくし、希望者から入っていくし、入る団体が学校単位とは限らないし、その辺を考えていったら、どういうところを落としていくのかなど。慎重にというか、もうこれは、もう私見ですけども、ただ方向として進めるのに、事務局が冒頭に言われた、今しなければならないこと、やはり地域移行、1人でもたくさんの方に地域指導者で入っていただくということは、当初の働き方、教職員の働き方改革に関わってくる大事なことで、いろいろな方から教えていただけるということも子どもにとってはものすごくプラスですし、それを進めていくのはとても賛成ですけども、例えば忠実に兼職兼業で仕事をしに行き、その部分の体制が今度大会になってきた時に、多分先生たちは、兼職兼業を希望していても大会に出るときは、やはり普段やっている学校単位で出場したいとか、大会も見直して書いてくれてありますけれども、本当にそれができるのかなど。いろいろな学校が入ってくるし、土日になったら、もう来ないようになってしまったりとか、そういう細かいことまで想定して、名張市はここまでいきますよと。それを保護者とか、先ほど原則出してもらってありますけど、出すまでに保護者とか、学校の先生とか、地域とかいろいろなところに諮って、たたき台をもう作ったのか、どこまで周知されたのかということ、今からの指針ができたもので、それを説明しますという方向は聞かせてもらったん

ですけれども。その辺をきちんとしておかないと、肝心な時に、大変だからできないでは困るし、先の先を考えていただいて、部活動の意義というのは本当に大事にしていかないと学校教育活動の中身だから、できたこと、できること、期待できることもあるけれども、その辺を度外視するのだったらもう部活動やめると。もう社会体育に切り替えると。そこまで腹くくられるのだったら、それはその方法としてもあるかもしれませんが、その辺きちんとこれからの話だと思いますけれども、このところが私はとても気になります。以上です。

(教育長) よろしいですか。事務局。

(事務局) はい。おっしゃっていただくように私どもも、学校体育、いわゆる指導要領に、総則に謳っている部分について、学校体育をなくすのか、部活動をなくすのか、完全に社会体育に切り替えるのかというところを究極、飛ばしてもらっても、なかなか回答が返ってまいりません。今できるところをというところで、他県や他市よりは、名張市は遅れているかもしれませんが、やはり1つずつ丁寧にやっていかないと、後戻りはできませんので。そういったご意見も聞かせていただきましたので、大事にしながら進めていきたいと思います。

(教育長) はい。ありがとうございます。先ほどからも話があったように、国が結局、最初は改革集中期間と言っていたわけですよ。それが改革推進期間に変わってくると。トーンダウンしてくる。最初は国がどこまで腹をくくっているのという話を、当然、教育長会の中でも、県レベルでもそれを言うんですよ。国が変わってきた。そうしたときに一番ネックになってくるのは、先ほどの話ではないですが、やはり国は平日もということも言っています、では、そうした時に、地域がそこまで、どう持ちこたえられるのか、例えば受皿ひとつを取ったとしても、そんなことができるのかどうかということも、そこにはやはり地域の実情も出てくるわけですよ。ただ、事務局が言ったように、一旦これをしてしまうと、もう後戻りできないという、そこはやはり自分たちは慎重にしていかないと子どもたちを混乱させてしまうこともありますので、そういったところを含めたら、やはり慎重に物事を進めていかなければいけないのではないかと自分としては思っています。それがやはり自分たちが、まず名張の実情を考えたときに、そういうふうなところを丁寧に、その部分での説明もそうですし、やはりその中で名張市のスタンスとして持つておくべきことなのかと感じています。そういう状況でございます。よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。そうしましたらこの議案第10号につきましては、原案のような形で、先ほどから委員が言われたように、期間はどうなるのか、あるいはスパンとしてはどういうスパンで書くのか、取り消すときはどんな様式かとか、その部分は参考にさせていただくとして、その中で、一旦この形で示させていただくという形でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。丁寧に説明の方もしていきたいと思っていますのでよろしく申し上げます。そうしましたら、議案第10号につきましては原案のように進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

### 3 その他

- 1) (仮称) 中学校給食センター整備運営事業者選定委員会について
- 2) 児童生徒の問題行動について(4月分)【非公開】
- 3) 令和6年度名張市教育委員会学校教育研究推進校の指定について
- 4) 令和6年度伊賀採択地区協議会採択日程について
- 5) 令和6年度教科用図書展示会の開催について
- 6) 令和6年度平和教育推進事業について
- 7) 第67回名張市美術展覧会の開催ならびに作品募集について
- 8) 図書館だより(2024年6月号)
- 9) 教育センターだより3号
- 10) その他
  - ・各所属からの諸事項

- 1) (仮称) 中学校給食センター整備運営事業者選定委員会について  
(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございました。給食センター整備運営事業者選定委員会について説明をさせていただきました。委員の皆様方で、質問等ございましたらお出しただけたらと思います。よろしいですか。このような形で進めさせていただくというようなことでの方向性でございますのでよろしくをお願いします。

- 2) 児童生徒の問題行動について(4月分)【非公開】

- 3) 令和6年度名張市教育委員会学校教育研究推進校の指定について
- 4) 令和6年度伊賀採択地区協議会採択日程について
- 5) 令和6年度教科用図書展示会の開催について
- 6) 令和6年度平和教育推進事業について  
(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございました。追加で学校訪問の件はどうですか。事務局。  
(事務局) はい。もう時間もないのですが、学校訪問、本当にありがとうございました。今回のこの会議で、室の方でまとめたものをお渡しさせていただいたと思うんですが。全体的には落ち着いてやっていただいていた。ただ、本当に授業に集中して学べているのかという疑問があるクラスもあり、やはり教師の授業力、とても課題に感じております。こういったことを何とか克服して進めたいと思っています。市内で20代の先生が30%を超えております。小学校は33%、中学校29%が20代の先生ということなので、やはり先生方の力量というところが課題となっておりまして、私たちも丁寧に進めていきたいと思っています。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございました。何点か事務局の方から説明させてもらいまし

た。これに関わりまして委員の方からご質問はございませんか。はい。無いようでございますので、あと他に説明等ございますか。他の室、よろしいでしょうか。そうしましたら次回の予定等、事務局お願いします。

・定例教育委員会の日程について

決定	7月 5日(金)	午後 2時～	庁議室
未定	8月 7日(水)	午後 2時～	庁議室

(教育長) はい。先ほどからもありましたように、学校訪問等の話もちよっと感想なり、次回にでもお話をいただけたらなと思います。時間の方がオーバーしてしまいましたけれども、ありがとうございました。これにて教育委員会の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(委員) ありがとうございました。